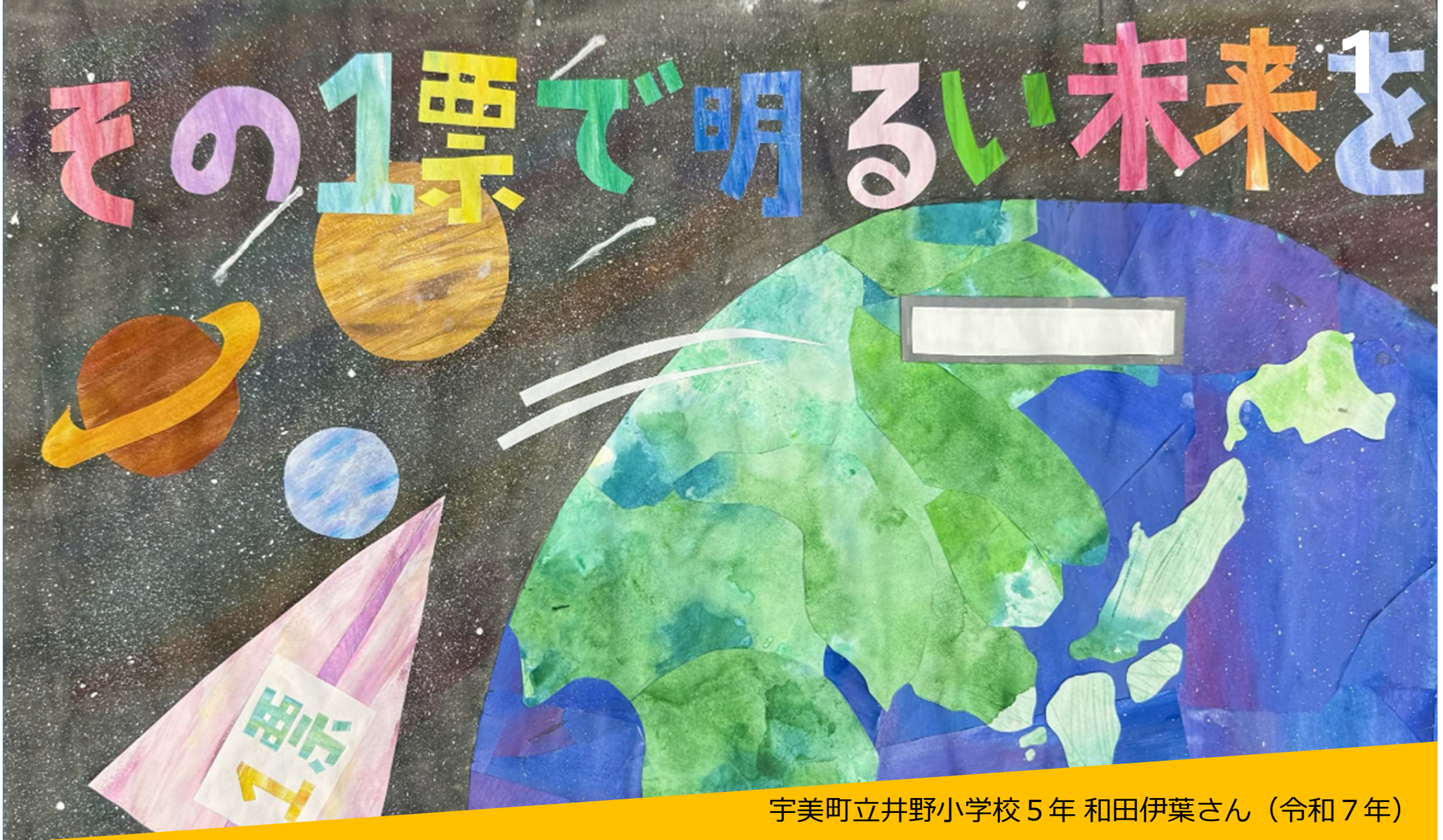


その1票で明るい未来を<sup>1</sup>



宇美町立井野小学校 5年 和田伊葉さん (令和7年)

有権者として知っておきたい  
「選挙」のこと

## 福岡県選挙管理委員会

- 選挙の管理執行
- 有権者（=選挙権がある者）への呼びかけ

明るい選挙のイメージキャラクター  
選挙のめいすいくん

（明るい選挙推進運動）

ご当地バージョン

あまおうめいすいくん

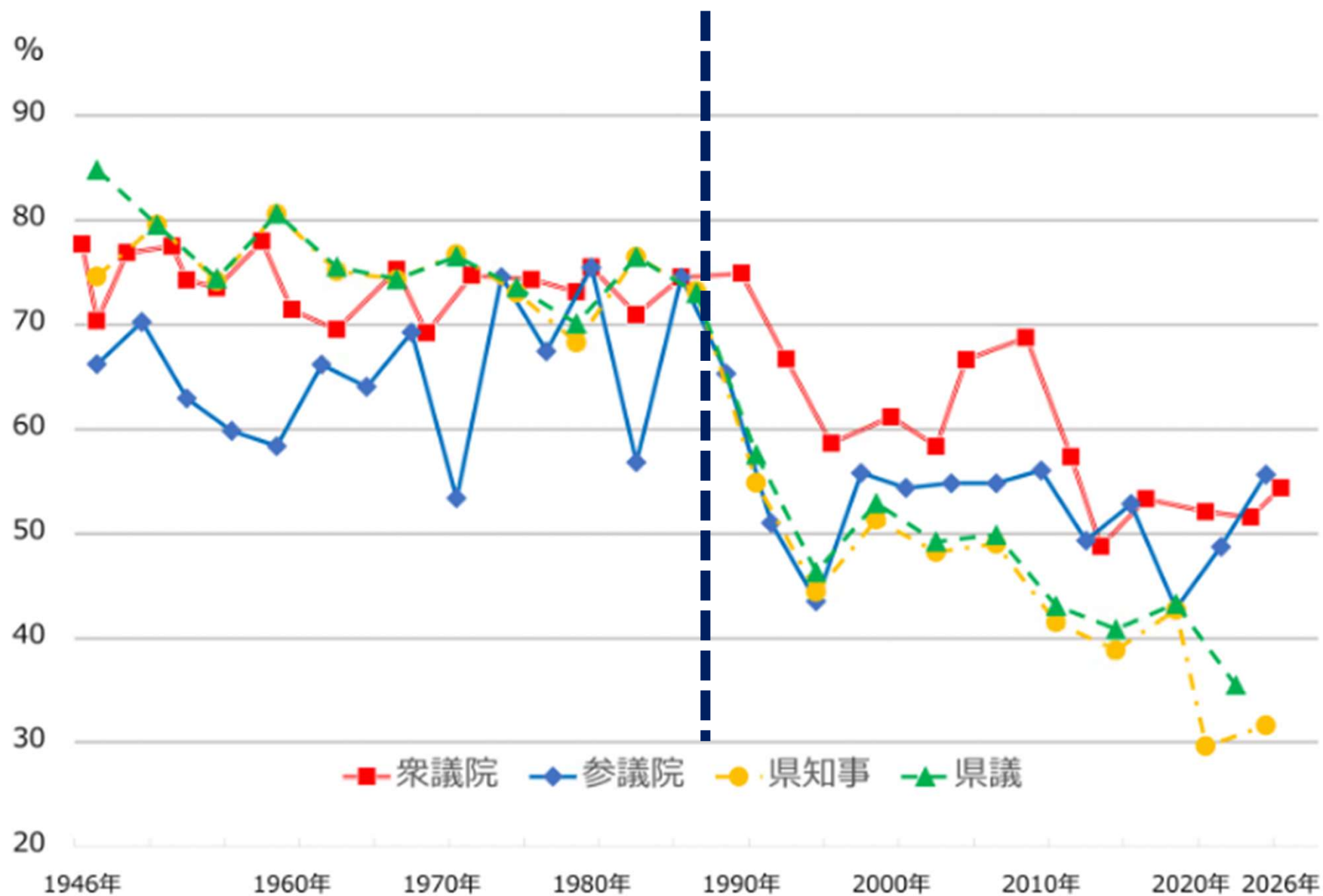


なぜ投票に行かなければならないのか

公職選挙法（公正な選挙と重い一票）

# 福岡県で執行された選挙の投票率は？

過去に福岡県で執行された主な選挙の投票率



# なぜ投票に行かなかったんですか？

5

令和6年の衆院選で投票に行かなかった  
18～29歳に聞きました。（複数回答）

選挙に関心がなかった（39.4%）



政策等がわからなかった（37.9%）



用事（仕事）があった（36.4%）



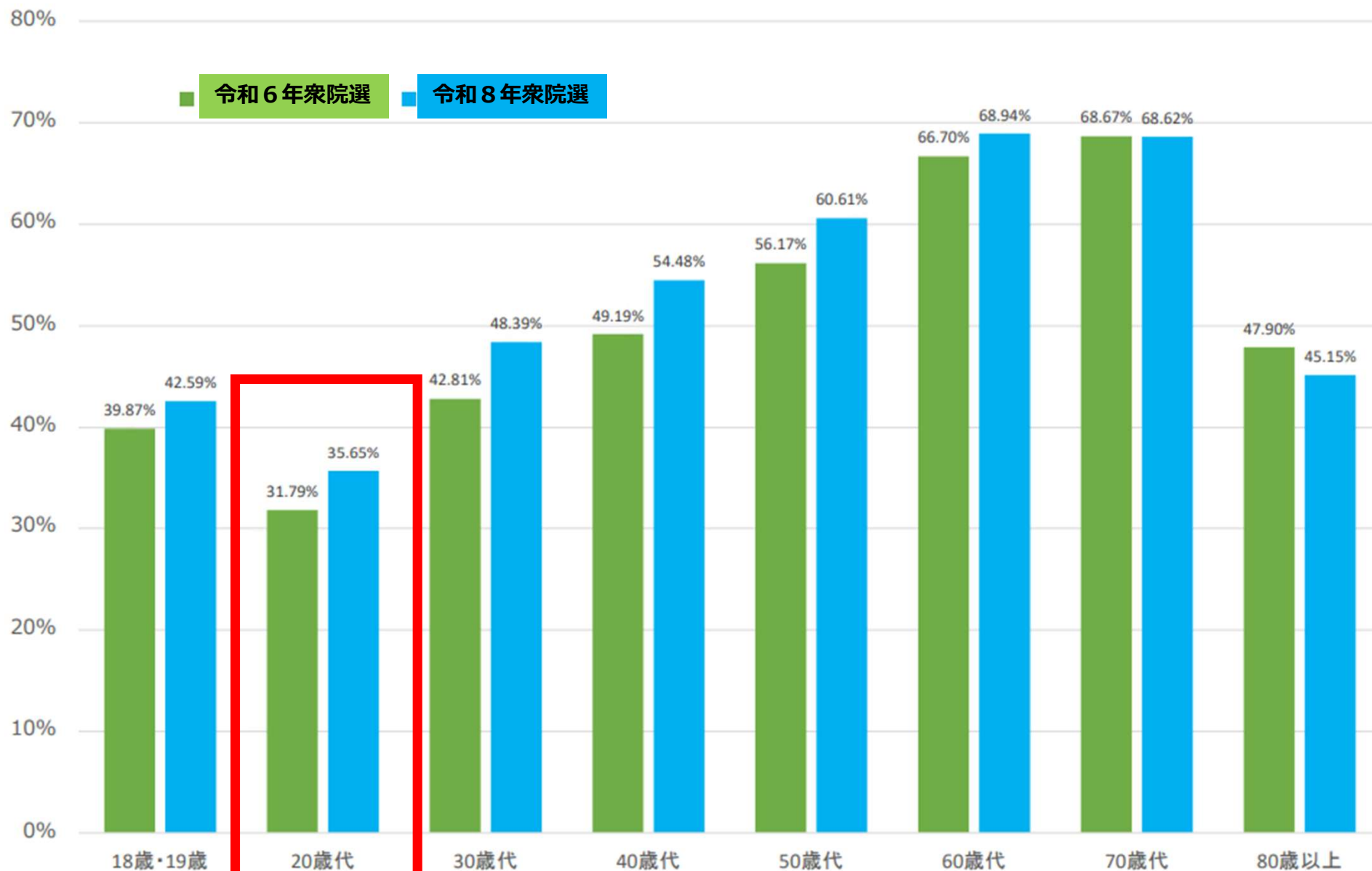
選挙に関心がなかった（39.4%）



●若い世代ほど選挙に関心がなく、世代が上がるにつれ、選挙に関心があるといえる。

→各選挙の投票率に、はっきりと表れている。

# 年代別の投票率を見ると？



# 年代別の投票率に差があると（R 8 衆院選） 8

有権者数（抽出）

投票者数（抽出）

70代は18～29歳より  
**5,854人**多くて

70代の投票の方が  
**17,239票**も多い！

41,653人

47,507人

15,358人

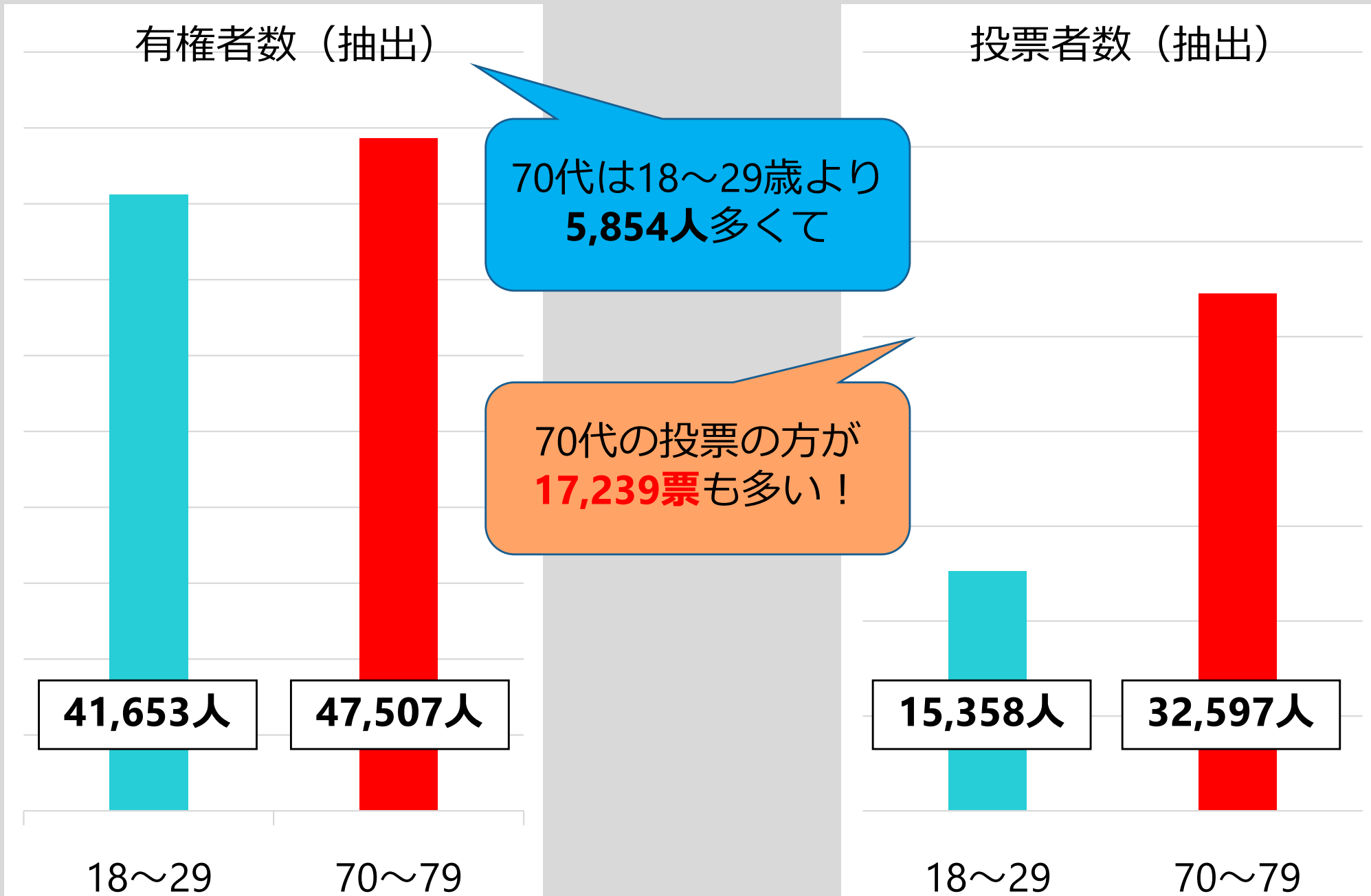
32,597人

18～29

70～79

18～29

70～79



## シルバー民主主義

少子高齢化×世代間の投票率の差



皆さんや将来の世代が  
活躍できる魅力的な社会を  
つくるために、  
**投票に参加して**  
**存在をアピールしよう！**

政策等がわからなかった（37.9%）



- 政党や候補者は様々な方法で情報発信をしています。

インターネット



政見放送



テレビ、新聞



街頭演説



選挙公約  
(マニフェスト)



公開討論会



例えば...

- ・ **「選挙公報」** を見てみましょう。  
→ 選挙公報には、候補者の経歴や政党がどのような政治をしていきたいかが書かれています。  
選挙権を持つ方がいる**各世帯**に対して、投票日の2日前までに**配布**されます。
- ・ 令和8年2月の**「衆議院比例代表選挙」**の際に配布された選挙公報を実際に見てみましょう。

インターネット



候補者のホームページ

SNS

ボートマッチサイト

etc.

- 争点を絞って考えてみよう。
- 「ベスト」がないときは「ベター」を。
- 選挙に行く度に、投票基準が見えてくる。



用事（仕事）があった（36.4%）



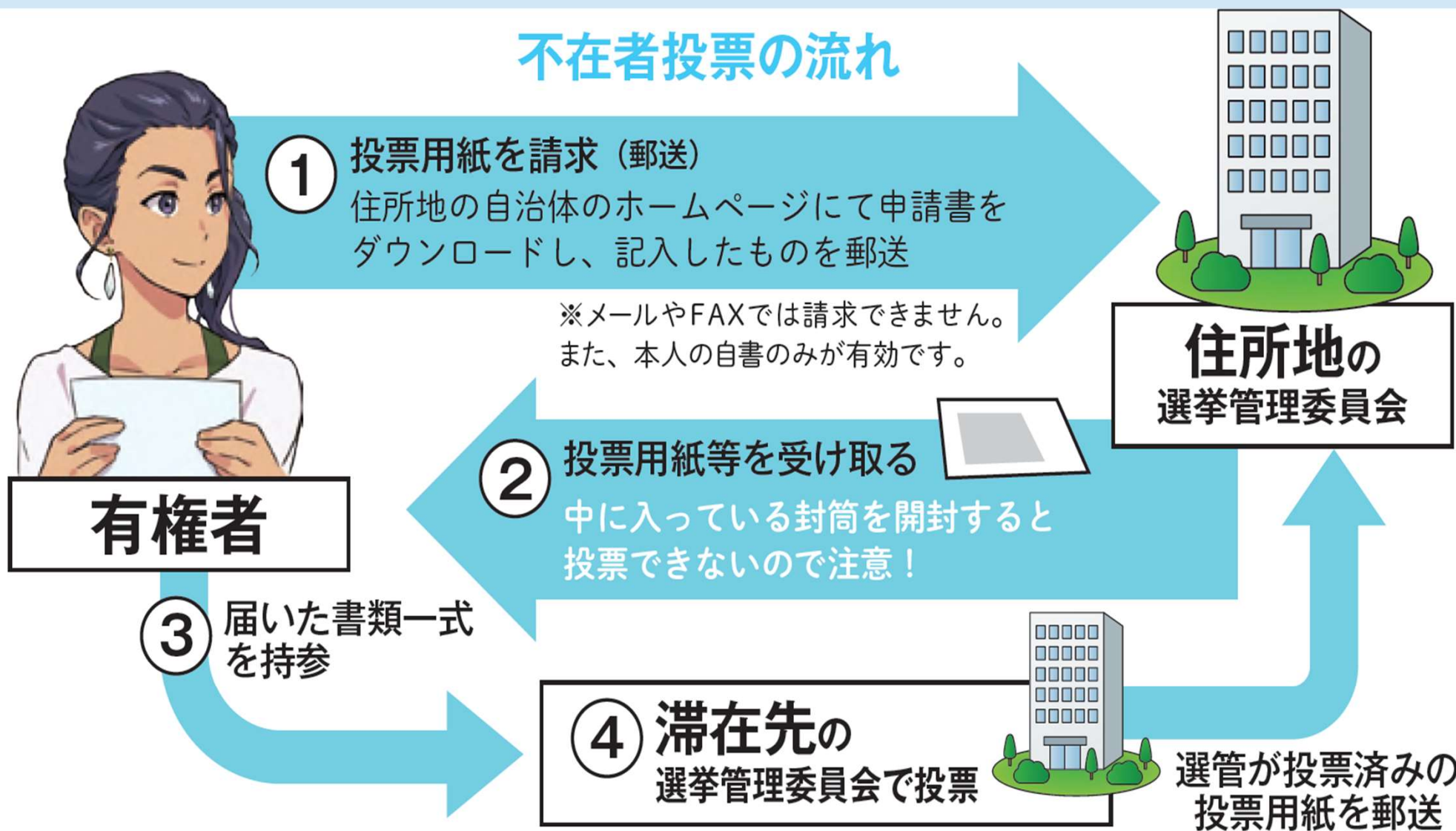
- ショッピングセンターや大学など、投票できる場所が増えています。
- 当日に用事があっても **「期日前投票」** で投票日前に投票できます。
- 投票はすぐに終わります。

## 令和8年衆院選での県内実施例

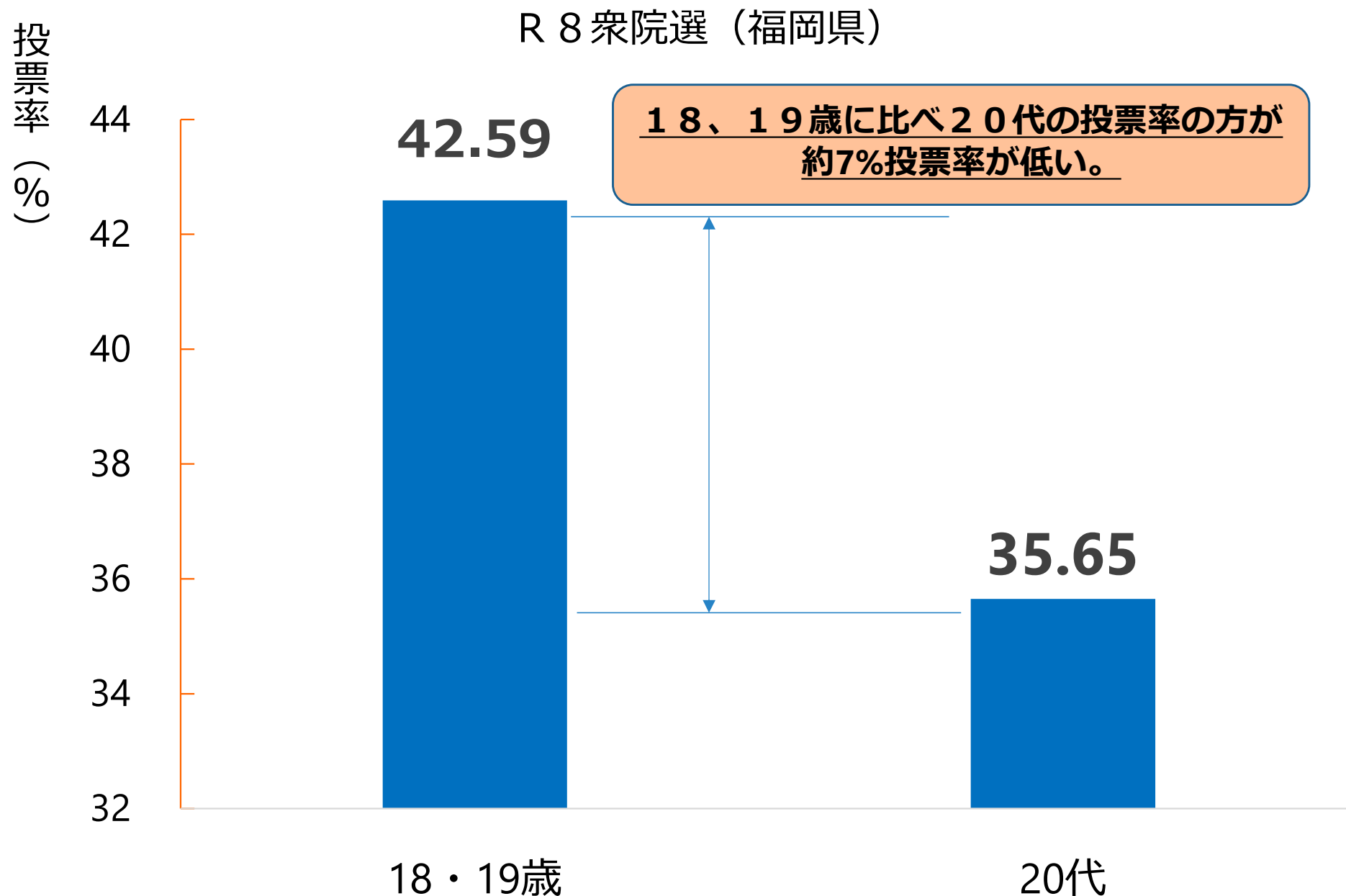
市区町村名	設置場所	設置日数	設置時間
小倉北区	セントシティ	4日間	10:00~19:00
東区	イオンモール香椎浜	5日間	10:00~19:00
博多区・南区	ららぽーと福岡	2日間	10:00~19:00
中央区 ・城南区	イオンスタイル笹丘	3日間	10:00~19:00
早良区・西区	木の葉モール橋本	6日間	10:00~19:00
久留米市	ゆめタウン久留米	2日間	9:30~18:00
大野城市	イオンモール乙金	8日間	10:30~20:00

- 選挙期間中に不在の方は **「不在者投票」** が  
できます。
- 長期の旅行などで選挙期間中に遠方に滞在している  
有権者は、滞在先の市区町村で不在者投票が  
できます。

## 不在者投票の流れ



※不在者投票は郵送で行うため時間がかかります。利用する場合は早めに請求書を送りましょう。

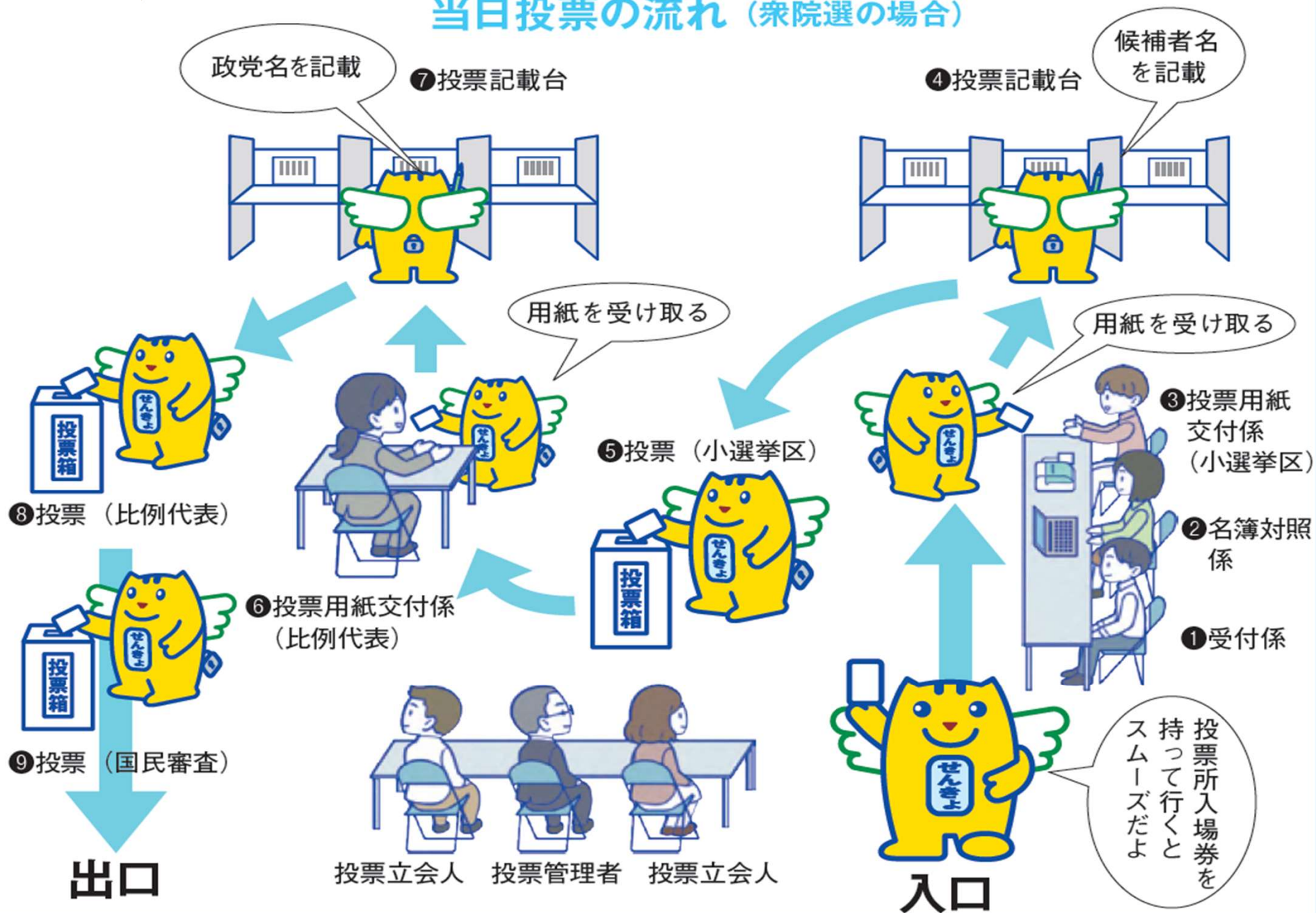




**引っ越したら  
住民票を移しましょう!**

**地元の「二十歳の集い」にも参加できます！**

## 当日投票の流れ (衆院選の場合)



- 投票で存在をアピールしよう。
- テーマを絞って考えてみよう。
- 期日前投票や不在者投票を利用しよう。



選挙運動の方法		ポイント	
文書による 選挙運動	文書の配布	はがき	「選挙用」の表示が必要。郵便によらない配布は不可。
		ビラ	事前に届出を行い、所定の「証紙」をビラに貼付。 新聞折込み、選挙事務所、演説会場、街頭演説の場所でのみ 配布可。
	ポスターや看板 などの掲示	ポスター	ポスター掲示場に掲示（衆議院議員及び参議院議員の比例代 表選挙を除く。）。
		選挙事務所のポス ター、看板など	規格や数量の制限あり。
		選挙カーに取り付ける ポスター、看板など	規格の制限あり。
	インターネット	ホームページ、プロ グ、SNS、動画など	すべての有権者が可。
		電子メール	候補者や政党のみ可。
言論による選挙運動	演説会	候補者が開催する演説会と衆議院議員選挙で政党が開催する 演説会があり、それ以外の演説会の開催は不可。	
	街頭演説	時間は午前8時から午後8時までで、電車、駅構内、学校、 病院等では行うことができない。	
	連呼行為	原則禁止であるが、演説会や午前8時から午後8時までの間 に街頭演説の場所や選挙カーの上で行う場合は可。	

選挙運動の方法

ポイント

## 選挙運動

「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」

→特定の候補者への投票を依頼する行為

**18歳からOK (⇔18歳未満は禁止)**

特定の候補者への投票依頼

Aさんが候補者Bさんへの投票を呼びかけるのも選挙運動になる。



〇〇さんに投票してください！

Q 18歳のAさんは、選挙運動期間にインターネットを利用して候補者Bさんの応援をする予定です。  
次のうち違反となるのはどれ？

① Bさんが街頭演説している様子を動画サイトにアップロードする

② 「Bさんへの投票をよろしく」とSNSに書き込む

③ Bさんのホームページを印刷して配付する

1 8歳のAさんが、選挙運動期間に選挙用メッセージが書かれた候補者Bさんのホームページを紙に印刷し配付。

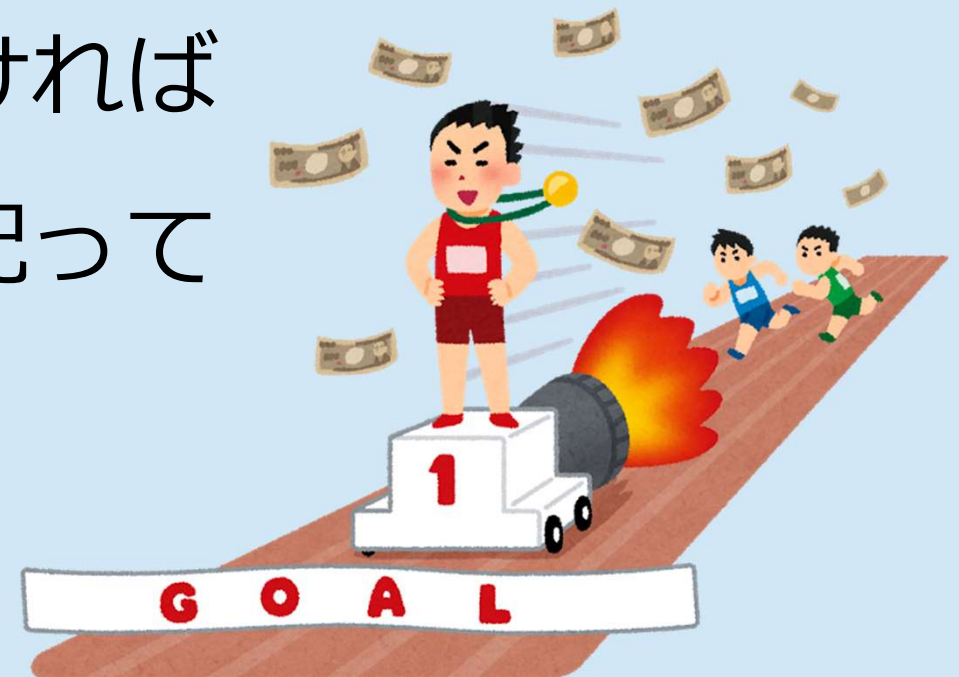
立候補届出から投票日の前日まで  
(その前でも後でも選挙運動はダメ)

いつ	選挙運動期間
誰が	18歳のAさん
何を	Bさんのホームページ
どのように	紙に印刷して配付

印刷物の規制は何のため？

選挙で配れるビラやはがきの枚数は、  
公職選挙法で決まっている。

方法や枚数の規制が無ければ  
お金がある人が大量に配って  
有利になってしまう。



選挙運動は自由なのが理想。

でも、やりたい放題だと公平じゃなくなる。

だから、いろいろと制限がある。



Q ある選挙でAさんとBさんの票の数が全く同じでどちらかが当選となる場合、どうやって当選者を決めるでしょう？

① 決着がつかうまで選挙を繰り返す。

② くじ引きで決める。

③ じゃんけんで決める。

## 得票同数、運命のくじ引き 当選者号泣「1票が重い」



7日に投開票された相模原市議選（定数46）の中央区選挙区（同17）で、最後の1議席を争った新顔候補2人の得票が同数となった。

8日午前4時20分すぎに市内の開票所でくじ引きが行われ、当選者がA氏に決まった。得票は3158票で、無所属のB氏と並んでいた。

2019年4月8日  
朝日新聞朝刊（一部編集）

直後に報道陣の取材に応じたA氏は号泣しながら「こんなに1票が重いとは……」と涙をぬぐった。

候補者氏名

バンド  
ヒゲ

〇〇市議会議員選挙投票



実際に裁判で争われた事例  
平成17年鳴門市議会議員選挙

ヒゲがトレードマークの候補者 坂東（ばんどう）さん



(なると市議会だより  
2012年6月1日号から)

- 「バンド」  
→ 「バンドウ」の脱字と認定
- 「ひげさん」と呼ばれていた。  
→ 通称（あだ名）と認定。

**有効票！**

候補者氏名	〇〇市議会議員選挙投票
バンド ヒゲ	

第六十七条（抜粋）

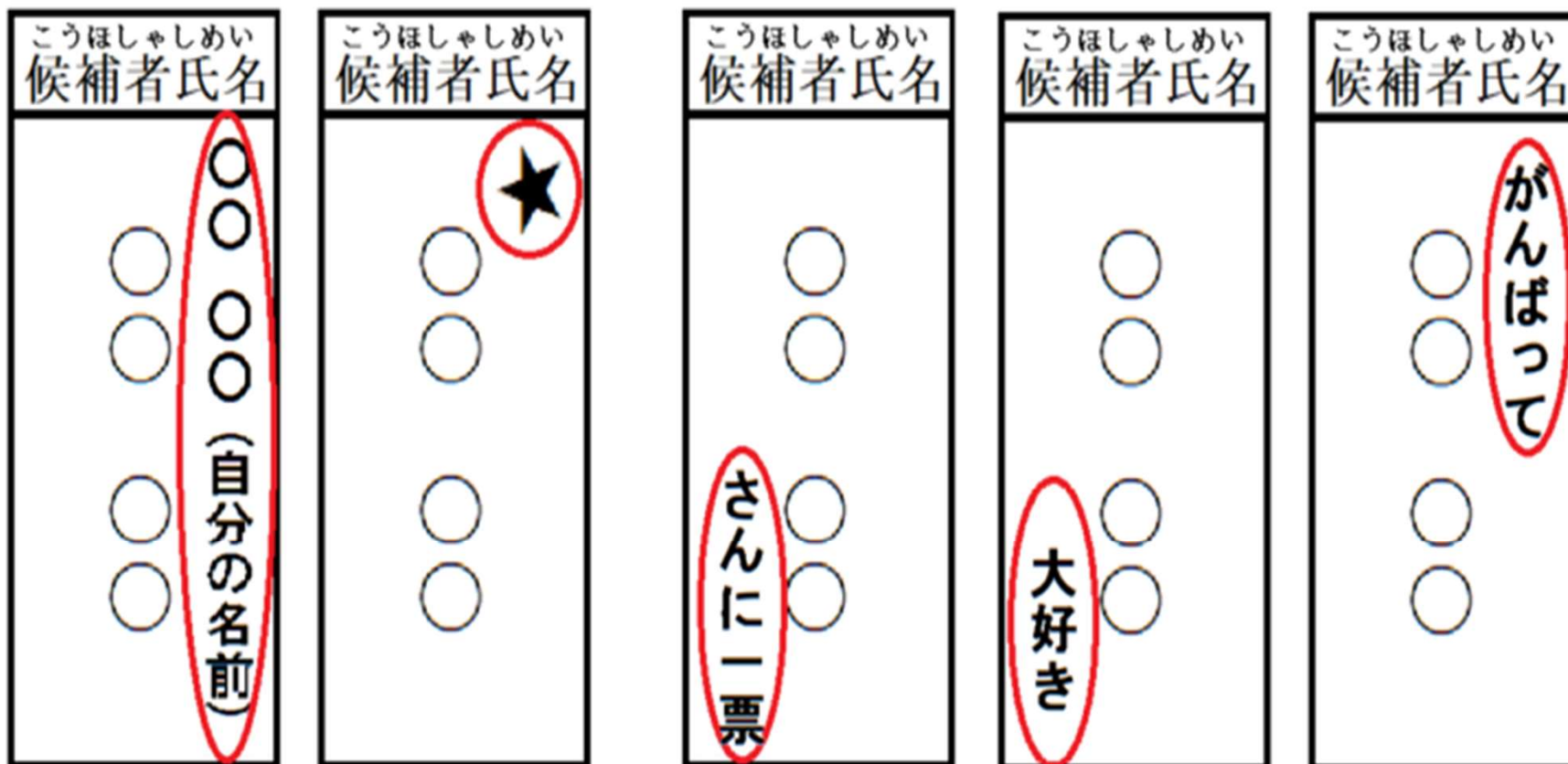
第六十八条の規定（※2人の名前を書いた投票などの無効票）

に反しない限りにおいて、

その投票した選挙人の意思が明白であれば、

その投票を有効とするようにしなければならない。

## このような他事記載は無効となります

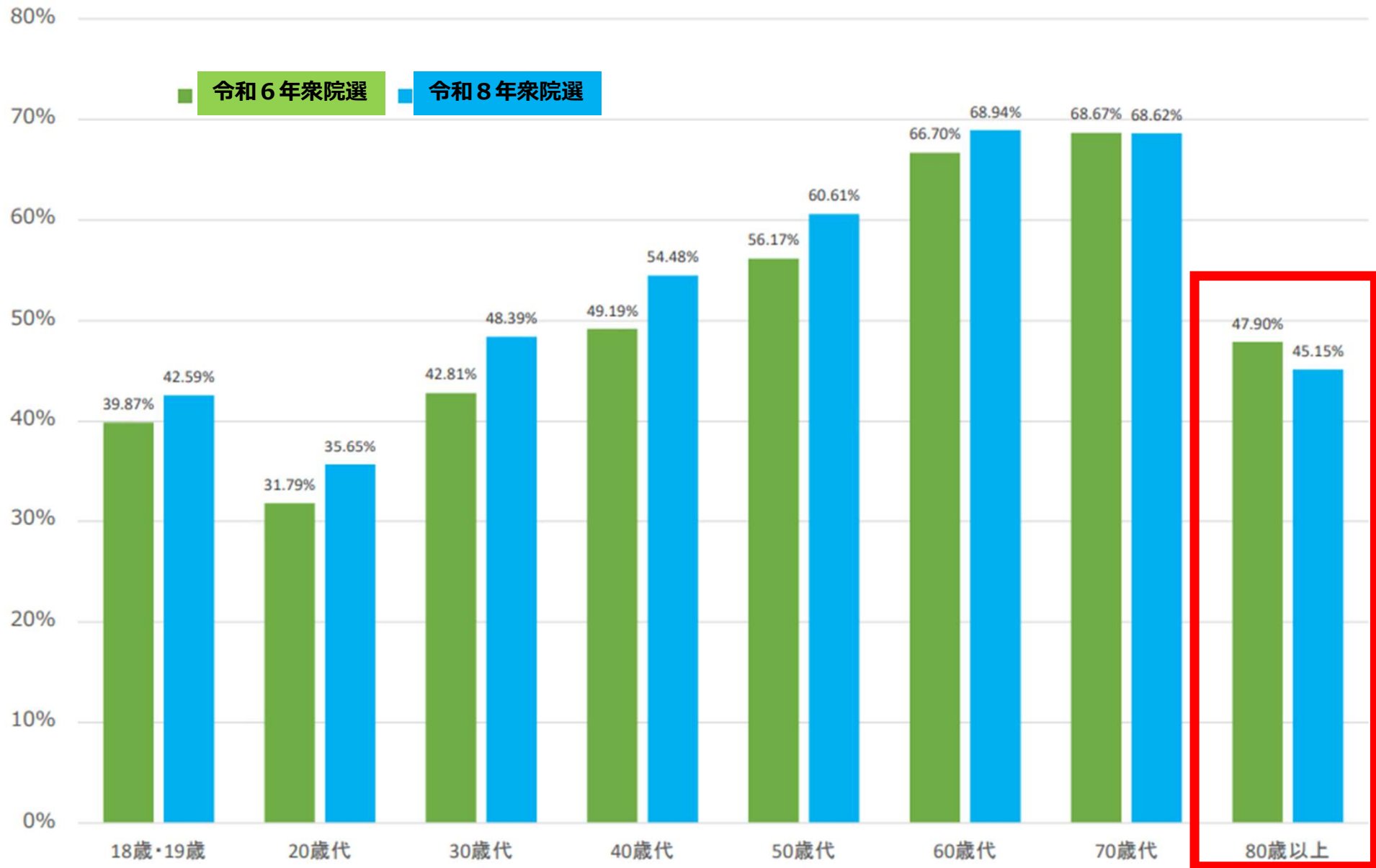


自分の名前や記号を書く

候補者へのメッセージや文章を書く

# 18歳と81歳の違いは？

34



80歳からの投票率の下落は、健康状態の悪化が主な理由

投票所に行きたくても行けない人の選挙

- 郵便等投票
- 指定施設の不在者投票



病院や老人ホームでも投票できる



## 18歳の選挙、81歳の選挙

〇〇〇があるのに行きたがらない18歳、  
〇〇に行きたくても行けない81歳。

18歳と81歳、同じものは？

同じ一票

## 当たり前だけど、当たり前じゃない

### 選挙権がなくて投票できない人

選挙権獲得の歴史を考えると…

(普通選挙権、女性参政権、黒人の公民権運動など)

### 選挙権はあっても投票できない人

不在者投票の制度が拡大してきた背景には…

(高齢者、障がい者、難病患者らの声)

できないことを、できるようにするために



大学生生活を頑張っている皆さん  
将来の可能性を広げるために、  
見て、聞いて、学んで、

投票に行きましょう。

